

第一百八十九回

参議院外交防衛委員会議録第七号

○委員長(福山哲郎君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○猪口邦子君 質疑のある方は順次御発言願います。

○猪口邦子君 ありがとうございます。

委員長と理事の皆様には、本日の質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、森本防衛大臣には、大臣御就任につき、お祝い申し上げます。

本日は、外務大臣を中心に四つの事項につき質問いたします。

第一に、对中国農産物不正輸出疑惑。第二に、北方領土と、玄葉大臣、明日から訪日されます。そのことについて。第三に、七月中旬のA S E A N関連外相会談。そして第四に、今週のオス

プレイ岩国陸揚げについてでございます。

まず、在日中国大使館李春光元一等書記官がかわり、野田内閣の鹿野前農水大臣と筒井前副大臣が絡む对中国農産物輸出事業の疑惑。このことに関して機密文書が漏えいしていたとする中間報告が出ました。大臣、副大臣の関与を示唆しつつ、特定には至らず、内部調査の限界が明らかにもなっているのですが、本日は、外交的な側面からこの問題のやみ更に追及したいと思つております。

問題の本質は、検疫を受けずに米などを中国に輸出できるとして、李春光書記官の署名がされた文書で、我が國農水大臣あての文書、これが副大臣を通じて農水省に手交され、これを根拠文書として輸出が現場で実施されたと、そして、中国検疫当局からは検疫免除はないと言われ、結局中国側の指示で全量廃棄となつたというものでござります。

そもそも、我が國大臣あてに在京大使館の一等書記官から文書が発出されることは、主権平等原則に基づく外交プロトコール上、日本が不当に低くなることでありまして、この種の文書を日本政府が受理したことは過ちと認識していますけれども、外務大臣の認識はいかがですか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) ただいまの御指摘につきましては、結論から申し上げれば不自然であるというふうに思つています。

この文書につきまして、通常、こういった正式の文書については、公印とかあるいは通し番号、こういったものが入つてゐるわけであります。先方の大蔵館から、そして日本国外務省にあつてると、大体こういう形式なわけでありますけれども、今回、公印もなければ通し番号がないと。

そして、おつしやづたとおりのところがあるんですが、いわゆる当該一等書記官から農林水産大臣

臣あてということありますから、確かに外交上のやり取りで通常行われるものとはこれは形式が違うというふうに、ここはやはり言わざるを得ない。残念ながら、我々、事後的に承知したわけですけれども、このことは不自然だというふうに思いました。

これは申し上げざるを得ないというふうに思いました。

○猪口邦子君 不自然ということではなくて、これは受理したことが過ちであるという認識を持たないと、主権平等の原則に照らして、やはり我が国の名譽を維持することができないと思うんです。おっしゃるとおり、公印もなく通し番号もなく、大使の、だから署名がないわけですから。これは任國の大臣に対して出す大使館側からの文書は大使によってのみ可能であるというのが外交上の常識、そしてプロトコールの方法であると思っております。

では、どうして当該文書はそもそも作成されたのか、どのような経緯で作成されたかを検証しなければならないんです。この検証をする中で、この文書が僅か数時間のうちに急ぎえられたことが明らかになります。問題の日は二月二十四日。既に八百キロを超えるお米が成田税関に積み上がっていました。成田税関からは、これはさつ疫證明書、薰蒸処理済みの証明書が必要との連絡が農水省側にありました。これは恐らく地方農政局から入っているんだと思いませんけれども、この連絡が本省に入ったのは何時でしょうか。

○政府参考人(高橋博君) お尋ねの二月の二十四日

日の米等の中國輸出の件でございますけれども、

今先生の御指摘ありましたように、二月二十四日の午前中に成田の税関に輸出申告がなされました。その際、税関におきましては、米の輸出についた。その際、税関におきましては、米の輸出についた。その際、税関におきましては、米の輸出についた。

農政局に昼夜に成田税関から確認の連絡ございました。

私ども本省にはその後に関東の農政局から報告

がございまして、これは米の担当部局に入りましたて、私ども検疫部局の方に連絡が入ったのは同日夕刻でございます。

○猪口邦子君 私がいたしました調査では、高橋局長のところに大体二時ごろに入ったのではないかと思つております。

そして、結論から申し上げますと、農水省の現場、現場はきっちり仕事をしたということです。おいてもちゃんと仕事はされて、それではその文書はあるんでしょうねと副大臣にお尋ねしたと、これが大体午後だったと思います。それで、副大臣は文書があるというふうに発言していますね。それまでは電話でそういう検疫はなくて大丈夫なんだという発言をしているのですが。

誰でも普通は分かる外交文書としてのまずさがあるわけですから、もし外務省に聞けば直ちに分

かることだつたので、これがなされていなかつたということだが、もし農水省の落ち度があるとすれば、つまり事務方の落ち度があるとすれば、そうなんですね。実際には、この偽りの文書、これは政務によつて作られたものであるということになつてくるんですね。なぜかというと、その文書が必要だということは現場は気が付いていたといふことです。

ですから、現場が失敗したのは、えせ文書、偽の文書をつかまされているということに気付かなかつたということ。他方で、外務省の側は、窓口をやつてやろう、何とかしてやろう、そういう気迫も氣力もなかつたということ。この両方の問題があるということです。

つまり、推測ですけれども、二月二十四日五時

から九時ないし十時の間に、高橋局長がその文書の提出を強く求めたので、副大臣から李春光書記官に書いてもらうということが推測されるわけで

あります。

今私が述べたことを明確に国会で否定することが局長はできますか。できるかどうか分かりませんが、今答えてもらいます。もしどうしてもできぬんだつたら前副大臣を呼ぶしかないんですけども、今となつては、このように国の重大事項

をちゃんとやらなかつたと思いますが、五月二十日になって廃棄処分ということになつたという公電がこちらに接続しているという、こういうことなんですね。

つまり、一枚のこの紙、文書によって、日本政府は、まさに政務が何らかこしらえたこの文書によつて農政の現場は翻弄され、これに基づいて間違つた実施をしたと。つまり、だまされてしまつたと。一つの省内の中で政務が現場の本当にきちっと仕事をしようとしている行政の担当者たちをだますよう根拠文書となるものを作成したといふことではないかと思います。

だから、道理で大使の署名がないわけです。よだから、大使の署名がない。大使の署名がないとなんですね。

そのセンシティビティーを持つのは、今のお答

○猪口邦子君 そうでしょう。ですから、大体五時ごろに大変だと、この文書が本当にあるのかと、ちゃんと出してくださいよと局長から副大臣に言い、副大臣はこの四、五時間の時間の中でそ

の文書を中国大使館から入手したということです。

この結果、この文書を根拠に輸出はされるんですか。

○政府参考人(高橋博君) 今御指摘の事実関係に

ついては、おおむね御指摘のとおりでございま

す。時間等の推移等についても同様でございま

す。

ただ、この輸出検疫と申しますのは、海外から

国内に入つてくるものの検疫とは異なりまして、

相手国の要請に応じて要不要が決まるものでござ

ります。特に今回の場合につきましては、いわゆ

る米の貿易一般に対する制度的な対応を行つとい

うものではなくて、特定の、個々の荷口について

の要否と、こういつたものにつきましては、過去

におきましたても一般貿易とは別に特別の取扱いを行つというようなことも行つれておりました。

今委員御指摘のとおり、確かに外務大臣からも

お話をございましたとおり、様式として一等書記官

名で大臣あてという、非常に通常の文書とは異なる

ような扱いではございますが、ただ、一等書記

官名のもので例えば私どもの検疫所長であつて等の文

書であつたとしても、これについては中国側の意

向確認という形で受け取つたというふうに考えて

おります。

○猪口邦子君 この文書は、我が国認証官あつての

一等書記官からの文書でございます。それが常軌

を逸していると申し上げているんです。

えを伺うとやつぱり外務省なのかなと思ひますから、今後は外務省に様々なことをきちつと相談してもらいたいし、そのような指示を総理から行政各部に出すべきあると思いますので、外務大臣は意見具申をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) おつしやる御指摘はもつともだというふうに思ひます。つまり、対外関係が言わば全体的に整合的であるようにするには外務省の役割でありますので、そういう意味で、総括を行う立場から適切な役割を果たしていけるようにしたいというふうに思います。

そういう意味で、総理大臣にということですか。○猪口邦子君 そうです。

○國務大臣(玄葉光一郎君) そういうことは、官邸も含めて共有したいというふうに思ひます。

○猪口邦子君 お願いします。

例を挙げれば枚挙にいとまがないんですけれども、次の二つの資料もちょっと見ていただければいいことなんですね。これは、まず我が国の、二〇一〇年十二月には前副大臣名で覚書が相手国に発出されていますけれども、その相手は国営企業の社長というものです。それで、同じ相手に今度は大臣からの署名で翌年の二月四日に声明が出されています。

ですから、こういうことを見れば、もう我が国の国務大臣を非常にプロトコール上過小評価してはいるんですよ。同じ相手に副大臣と大臣と出しませんから。しかも、大臣の相手というのは農業部長なんですね。これが中国のその大臣に相当する人なんです。それで、国営企業とはいって、董事長という社長級の人とやり取りをするのであれば、そのようなマンデートを中国側が与えているという通告を日本側にするというのが本当は普通のやり方だと思いますので。

そのようなことも含めて私が申し上げたいのは、このように国の対外行為として極端に外交常

識やプロトコールから外れたことが民主党政権で横行するようになっています。日本の名誉が保たれません。また、国としての対外能力不足を海外に知らせることになりますので、危険であります。

ですから、今申し上げたように外務大臣はしっかりと、とりわけ認証官の文書の授受を含むことにつきましては、行政各部の対外行為につき外務省に相談するよう、ちゃんと総理にそれを意見具申して、総理からそのような指示を出してもらいたいということなんですねけれども、お願いいたします。やつてくれるというお話を今いただきました。

そして、その総理なんですけれども、まず、今回、薰蒸なしで輸出した米について民間事業者が被害を被つてはいるわけです、とにかく全量廃棄となつたわけですから。本来政府は民間事業者の被害を防ぐ責任があります。外務省も農水省も民間人に被害が発生することをなぜ事前に防ぐような行動を取らなかつたのかと、そういうこと 자체が政府として能力不足ということなんですね。

しかも、その二ヶ月前に野田総理大臣は現地を視察。ですから、野田総理大臣にも民間人の被害を防ぐことができなかつたというこの責任が残るんです。つまり、この十二月二十五日、野田総理は直前、総理日程を変更して、これは筒井副大臣にお願いされたと文書では出ていますけれども、この北京常設展示館に立ち寄りますけれども、そしてさらに日中首脳会談でも、それを根拠に輸出促進のお願いを中国側にしているんですけども、この展示会に向けて輸出した、二ヶ月後に輸出した事業者が莫大な被害を受けているんですね。ですから、被害発生の助長した責任が発生していると思います。

ただ、おつしやるとおり、最終的な責任というものはもちろん外務省にもあるわけでございまして、そこは甘受したいというふうに思いますけれども、そういう意味で、それが察知できれば私としてもそのことにについて意見具申できたのかなと。いうふうには思ひますが、ただ、総理としてはあくまで、総理自身の答弁にござりますように、その当時、この問題についてまさに特段問題があるという認識を有しておらず、何か空港からのまことに道すがらだつたという答弁をされておられましたので、外務大臣を通じて、こういうことの責任、重大であるという認識を伝えておいてほしいし、また政府全体としてやはり深刻に受け止めなければ駄目ですよということです。大臣、何とか分

かつてください。

それで、総理は、しかも総理日程を今申し上げたように直前に変更している。この時点では中国政府側から、つまり質検総局からは、展示品の検疫については特別扱いはしないという回答があつたんです。ですから、異常事態がもう既に発生している。だから、このとき鹿野大臣は、総理に同行することを模索していましたけど、直ちに諦めました。やつくれるというお話を今いただきました。

こういうことを軽々に行うという政府の体质。しかも、外務大臣は総理日程の詰めにおいてきちんと総理を守られたのかと。こういうことについて意見具申すべきです。そんなこと、自民党政府であれば、総理日程が直前にこのような案件で変わることは考えられないんです。そういうことをきつと意見具申できたのかと。そして、肝心な北京の大使館はどうのような意見具申をこの総理日程変更について寄せてきたのか。その辺はどうですか、外務大臣。

○國務大臣(玄葉光一郎君) これ、総理のこの立場を防ぐことができなかつたというこの責任が残るんです。つまり、この十二月二十五日、野田総理は直前、総理日程を変更して、これは筒井副大臣にお願いされたと文書では出ていますけれども、この北京常設展示館に立ち寄りますけれども、そしてさらに日中首脳会談でも、それを根拠に輸出促進のお願いを中国側にしているんですけども、この展示会に向けて輸出した、二ヶ月後に輸出した事業者が莫大な被害を受けているんですね。ですから、被害発生の助長した責任が発生していると思います。

元々、最初に言葉としてこの文脈で使われましたのは、自民党的中山太郎外務大臣によって第四十六回国連演説においてです。国連演説は、しかし一方的でござりますので、それで細川内閣において東京宣言の形で両国の考え方として確立できた言葉であります。

では、玄葉大臣もよくこの法と正義に基づきといふ言葉を使われますが、法と正義に基づくといふ具体的な内容はどう理解されていますか。○國務大臣(玄葉光一郎君) まず、やや抽象的に申し上げれば、法と正義の法というのは、国際法の遵守ということだと思います。そして、正義といふのは、言わば客観的事実に基づく普遍的正義

それで本当に日本の農産物の輸出というものが進めよいと、恐らく詳細は存じ上げなかつたのではないかというふうに思ひます。

○猪口邦子君 ですから、そのインテリジェンスといいますか情報といいますか、その全てが破綻しているとか考へられないんです。なぜかといふと、この中間報告を読めば、もう詳細にその時に異常事態が政府の中で発生してゐる認識はあつたんですから、それが官邸に上がつてない。そして、大臣は今後、総理日程について、非常にやかましく、きつと詰めを自分の目で確認して行つうと。そういうやつぱり一步一歩の改善をしていくかないと、もうこれは与野党を超えて、我が国メンツが保てないということなんですね。軽々に総理日程、こんなふうにしないでください。

では、北方領土、あしたからロシアに向かうと

いうことですので、お伺いします。

まず、法と正義の原則を基礎とする解決により平和条約を早期に締結するよう交渉を継続する

と、この歴史的な文言、これは誰によつて起草されたかといいますと、細川総理大臣です。これ

は、一九九三年十月十三日、エリツィン大統領と署名した東京宣言、この文書で初めて法と正義に基づいてといふことが、平和条約締結に向けて、もちろん北方四島の帰属明確化に絡んで使われた言葉であります。

たのは、自民党的中山太郎外務大臣によって第四十六回国連演説においてです。国連演説は、しか

し一方的でござりますので、それで細川内閣において東京宣言の形で両国の考え方として確立できた

言葉であります。

たのは、自民党的中山太郎外務大臣によって第四

十六回国連演説においてです。国連演説は、しか

し一方的でござりますので、それで細川内閣において東京宣言の形で両国の考え方として確立できた

言葉であります。

たのは、自民党的中山太郎外務大臣によって第四

十六回国

ということだと思います。

それをもつと具体的に言うということになれば、法の内容としては、軍事占領した他の領土を一方的に自己領土に編入することは認めないと。例えは、そういった一般国際法等々、あるいは様々な条約、そういったものを指すというふうに考えております。

○猪口邦子君 今おっしゃった、軍事占領したところを一方的に自分の領土に組み込まないということは、北方領土について当たると思っていますか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) 当たると思つています。

○猪口邦子君 それは、ソ連軍が一方的に占拠した、その領土ということですね。それを一方的に彼らが自分の領土とすることは、法と正義に反するというふうに理解されているんですね。

○國務大臣(玄葉光一郎君) そういう理解です。

○猪口邦子君 この四島は、まず日本の固有のものなんですね。日本が他国から奪つたものではまずないという根本の理解。つまり、略取した地域ではないという言葉、カイロ宣言で使われていますけれども、こういう範疇のものです。ですから、日本が戦争を通じて奪つたとか、そういうものではないということですね。

○猪口邦子君 この四島は、まず日本の固有のものなんですね。日本が他国から奪つたものではまずないというふうに理解されているんですね。

○猪口邦子君 そのとおりであります、ソ連軍は、八月十八日からカムチャツカ半島から占守島にずっと下りてきます。それで、私が今回行つた

押捉島、ここにソ連軍が到達したのは一九四五八年二十八日からです。

今回、私は紗那というところに行つたんですけども、そこには日本の郵便局が廃墟となっています。その八月二十八日午前十一時、この郵便局と隣の留別局との交信が不通となりました。回線が不通となつたんですね。それで、午後の五時ごろ、聞き慣れない言葉が入つてくると、郵便局員は二人いたんですけども、これはアメリカ軍が進駐したのかなと勘違いするぐらいだつたんです。それで、夜十時になつて、押捉全土がソ連軍に完全占拠されていることが分かつて、その郵便局から最後の連絡が本土に入つてます。中立条約違反のみでなく、降伏し、終戦して武装解除しているところへの進軍であるんですよ。

ですから、スターリン・ソビエトのその歴史を、法と正義を追求するブーチン・ロシアは超克すべきなんです。法と正義に反する過去からの脱却姿勢を明確にすべきなんです。そう伝えていただけませんか。そうすれば、両国は、日本とロシアは法と正義に支えられた大国同士の二十一世紀を築けるはずです。私は玄葉大臣にビッグピクチャードとこの間も言いましたけれども、それをラブロフ外相と共有すべきです。どうですか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) 法と正義についての定まった言わば定義を口頭の間で現実に具体的に置いている。あるいは置けている、そういう状況では現在はないわけです。まさにそういう議論も含めてこれから外相間等々で行つていくといふことになるだろうと。ただ、余り具体的なことをこの場で申し上げるのは適切じゃないというふうに思つておりますけれども、もちろんロシアはロシアで我が国と立場が異なりますから、ロシア側はロシア側の主張をしてきます。この間も部分的にございましたけれども、これからそういう議論を外相間でも行つていきたいというふうに考えております。

○猪口邦子君 ロシアが参戦しましたのは八月九日ですけれども、押捉島に達したのが八月二十八日です。それで、私が今回行つた

日ということですので、それは完全に日本が武装解除している段階だということにおいて、法と正義との観点からこれを両国の共通理解とするというのがまず一つのことで、私たちには押捉島の日本帰属を断固として求めていると、押捉島までの回線で、ラブロフ外相ですね。ラブロフ外相は、国連大使、非常に立派な大使だつたんです。私は二〇〇二年からジュネーブの軍縮大使を務めましたけれども、ジュネーブにはスコットニコフという大変立派な大使がいました。しかし、我が国は核廃絶議案というのを国連総会で扱いでいて、国連本部の方に行つて、そしてラブロフ大使ともいろいろ交渉を行ふことがありましたけれども、そのときを思い出しますけれども、圧倒的多数の国、そして核保有国五ヶ国の中過半数を取りというのが私に対する訓令でした。それで、いろいろ苦労しましたけれども、ロシアはそのとき、今までの立場を変えて日本の核廃絶議案に賛成票を投じたんです。

○國務大臣(玄葉光一郎君) そうすれば、両国は、日本とロシアは法と正義で支えられた大国同士の二十一世紀を築けるはずです。私は玄葉大臣にビッグピクチャードとこの間も言いましたけれども、それをラブロフ外相と共有すべきです。どうですか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) 法と正義についての定まった言わば定義を口頭の間で現実に具体的に置いている。あるいは置けている、そういう状況では現在はないわけです。まさにそういう議論も含めてこれから外相間等々で行つていくといふことになるんですね。どのくらいですかね。六回だった、ちょっとと。

○猪口邦子君 二国間の外相会談と

○國務大臣(玄葉光一郎君) 二国間の外相会談という意味では四、五回ございますし、それ以外にG8外相会合とか様々な、マルチの場面で言葉を交わしたり、一緒に夕食を取つたりなどしておられます。

○猪口邦子君 私は、玄葉大臣は、九月の初めに外務大臣に就任されたと思います。この短い一年の時間の中で非常に集中的にこのラブロフ外務大臣と接触を図つています。そこは非常に狙いが正しい、非常に集中力があると思います。それを生かせるかどうかなんですよ。これからが本舞台なので、ロシアの懸念事項を聞き出ことです。それは、相手が玄葉大臣を信頼してくれるかどうかに懸かっていますから、そういう信頼を獲得しができなくなるというのが不安なのか、一体何な

のかということをいろいろと聞いてもらいたいと。そのような自勝負、私は、細川総理の時代に総理としてできたんだと思いますから、玄葉大臣も、ここが勝負なんだということで、この領土交渉、領土の帰属にかかる外相交渉をやつてもらいたいと思います。

○猪口邦子君 私は、ハワイ島、両島を結ぶ歴史の悲しみであります。これをやつぱり見詰めて、オバマ大統領の助けを借りなければならぬと、私は最終的にこの問題を解決していくときにそこが要となると思

いますので、是非この交渉の結果を丁寧に誠実に、そしてあなたの助けが必要なんだということをアメリカに言うことだと思います。それを

○猪口邦子君 それから、メドベージエフ首相がこの間、国後島に上陸しました。以前も二〇一〇年に行つています。それで、押捉島には行かなかつたんですね。天候の理由、あそこの天寧の飛行場は着陸が非常に危ないところで発進基地なんですね。新し

い飛行場が建設されているというふうに聞いてお

りますけれども、外交では、何をやつたか、何を

やつていなかという両方が大事ですね。国後島

には行つたけれども、沖縄には行かなかつたとい

うことは、訪問の範囲は広げなかつたということ

ですね、二〇一〇年から。それももしかしてシゲ

ナルかもしれないんです。

そういうことも含めて、外務大臣は、ある程度情勢が整つてきているので、ここで本当に本勝負をやつてもらいたい、やる責任があると、その席に座つているということはその責任があるということをお伝えします。

北朝鮮の体制内の最近の変化、これについての

考え方も口シア側とすり合わせるべきだと思います

けれども、ちょっともう時間もなくなりましたので、それはお願いしておくだけにいたします。

あと、ASEAN関連外相会議に積極的に出席されました。来年は日本・ASEAN四十周年。報道によりますと、特別首脳会議、開催する合意を取り付けたと聞いておりますけれども、その取組準備、どのようにお考えですか。これは非常に評価ができる局面です。

○國務大臣(玄葉光一郎君) 私は、もうASEANというものはこれから日本の外交にとつて極めて大事な地域であるというふうに思つております。

二〇一五年にASEANの共同体構築というものをを目指してASEANが動いておりますので、その取組をしつかり後押しをしたいというふうに思つていますし、日本とASEANの協力関係が始まつて四十年ということもありますので、ASEANの首脳の皆さんに日本においてをいただいて、日本とASEANの関係、これ二〇一三年に行つたところであります。

○猪口邦子君 今外務大臣がおつしやいましたとおり、今回のASEAN外相会議の特徴は、ASEAN側の会議ですね、ここは共同声明が議長国

カンボジアにおいて調整し切れなかつたとい

うことで、これはASEAN諸国の中止との外交的距

離感の複雑さ、これを象徴していると。しかし、

オローラアップして何とか形整えたということが

ありますけれども、我が国はシーレーンの関係で

非常に南シナ海のところは大事でありますし、

中国との様々な距離感のことというのはやはりい

ろいろと考えなければならない、そういうことに

ついてASEANの国と日本がしっかりと協議をするのが来年の首脳会議の場ということと期

待しております。

添付資料に後半付けておりましたが、大部のものがあつて恐縮なんですけれども、東アジア大臣会合、これは男女共同参画担当大臣会合というものです、私が大臣のときに初めてこの東アジアにおいて開催し、ジョイントコミュニケが満場一致で採択され、一回限りの会議と思つましたが、全員がこれを続けるべきだと言つて隔年に続けてきたものでございまして、一部、今後ASEANでも女性大臣会合が推進されると、この度、クリントン国務長官も熱心な動きをしたと。

今日は武川審議官に来てもらつていますので、この東アジア女性大臣会合、プロセスを是非強化して发展させてもらいたいと思い、また玄葉大臣にはこのよくなことがありますということを

ちょっと勉強していただき、両者協力して発展させていただきたい。やっぱりアジア的な文化の中で、男女共同参画、苦労している国々が手を取り合つて前進していくという意図ですが、武川審議官、一言どうぞ。

○政府参考人(武川恵子君) 内閣府といたしまし

ても、男女共同参画に関しまして共通する文化

的、社会的背景を有する東アジアにおきまして、閣僚レベルの方々が一堂に会しまして共通の課題

や今後の政策につきまして意見交換や好事例を共有していくということは大変意義のあることだと

いうふうに考えております。

○猪口邦子君 今外務大臣がおつしやいましたと

おり、こうした会議が続けられるように引き続き

働きかけを行つてまいりたいと思います。

○猪口邦子君 是非、国会からもお願いしておりますので、しっかりと内閣府と外務省、手を取り

合つてお願いいたします。

それでは、森本防衛大臣も含めて、MV22オス

プレイについてお伺いいたします。

岩国市そして山口県、この両自治体は從来から

日本の安全保障について非常に深い理解、そういうものがあるところなんですね。にもかかわらず、オスプレイ搬入をめぐり安全保障に不可欠な

社会的な信頼、その合意これがここまで崩れた

責任、これは非常に重大であると私は指摘せざるを得ないんですね。

福田良彦市長、私と二〇〇五年当選同期の仲間です。国政で未来を志した、だけれども、安全保障の要の岩国市、自分の故郷でもあると思います、ここに思いを致して、市長としてこの議場を去つたんですね。私は今でもその決断をしたときの光景を思い出しますけれども、強い安全保障への思いですよ。その福田市長がここまで怒るのはよほどのこと、よほどのシグナル。

つまり、私が感じますのは、両大臣とも情熱ある訴えを行つたんですかということなんですね。オ

スプレイの導入、これが海兵隊の機能を格段と強化すること、これはそもそも戦闘機じゃないで

しょう、輸送機でしょう。そして、今までのCH46、これヘリコプターだからもう大きな限界が來

いて、例えば積む貨物の量も四倍になるとか速

度も二倍、二倍で逃げる、二倍で到達できる、救援も二倍、四倍ができる、そういう説明をやつた

のかどうかということなんですね。

○猪口邦子君 時間がもうないので。

○國務大臣(森本敏君) はい。岩国に陸揚げした

軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用

される、運用するということについて、大変前向

きで積極的な役割を果たしていただき、我々とし

ても、政府としても、本当に日夜この地元の御努

力、地元の寛容な態度は有り難いと思つて今まで

やつてきております。今でもその点は変わらない

と思います。

今回のオスプレイの配備については……

○國務大臣(森本敏君) 全く先生御指摘のよう

に、従来、山口県及び岩国市というのは、在日米

軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用

される、運用するということについて、大変前向

きで積極的な役割を果たしていただき、我々とし

ても、政府としても、本当に日夜この地元の御努

力、地元の寛容な態度は有り難いと思つて今まで

やつてきております。今でもその点は変わらない

と思います。

○政府参考人(武川恵子君) 今回のオスプレイの配備については……

○猪口邦子君 時間がもうないので。

○國務大臣(森本敏君) はい。岩国に陸揚げした

軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用

に來るのが情熱なんですよ。情熱、責任感、そし

て判断力の三つの資質が特に重要であると。この

岩波文庫の七十七ページ、もし時間があつたらは

非読んでください。ここで情熱とは、事柄に即す

るという意味、そのザツへの情熱的献身。例え

ば、与党であるから大変な面もあると思います。

でも、導入しなければならない、その説明。その

効果、その重要性、本当に火の玉となつて説明し

得たのかということなんですね。

そういうことへの情熱、これが十分であつたか

どうかについてちょっとお伺いします。森本大臣

効果、その重要性、本当に火の玉となつて説明し

得たのかということなんですね。

そういうことへの情熱、これが十分であつたか

どうかについてちょっとお伺いします。森本大臣

効果、その重要性、本当に火の玉となつて説明し

得たのかということなんですね。

そういうことへの情熱、これが十分であつたか

どうかについてちょっとお伺いします。森本大臣

効果、その重要性、本当に火の玉となつて説明し

得たのかということなんですね。

○國務大臣(森本敏君) 全く先生御指摘のよう

に、従来、山口県及び岩国市というのは、在日米

軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用

される、運用するということについて、大変前向

きで積極的な役割を果たしていただき、我々とし

ても、政府としても、本当に日夜この地元の御努

力、地元の寛容な態度は有り難いと思つて今まで

やつてきております。今でもその点は変わらない

と思います。

○政府参考人(武川恵子君) 今回のオスプレイの配備については……

○猪口邦子君 時間がもうないので。

○國務大臣(森本敏君) はい。岩国に陸揚げした

軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用

される、運用するということについて、大変前向

きで積極的な役割を果たしていただき、我々とし

ても、政府としても、本当に日夜この地元の御努

力、地元の寛容な態度は有り難いと思つて今まで

やつてきております。今でもその点は変わらない

と思います。

に大事なことは、関連大臣が二倍、三倍の情熱を持つて仕事をしてくれるということなので、玄葉外務大臣、まさに玄葉外務大臣がここを頑張つて、どうしてこの新機種が必要なのか、我が国の安全保障にとつてどういう重要性があるのか、火の玉になって二倍、三倍の仕事が必要なんですよ。私にとっては、当時の厚労大臣の川崎二郎大臣、文科大臣の小坂憲次大臣、そして官邸では官房副長官の長勢甚遠副長官ですね、こういう方たちが三倍の情熱で新米の大臣だった私を支えんだから、玄葉大臣、頑張つてください。

○國務大臣(玄葉光一郎君) 今いただいたアドバイスあるいは対口外交を含めたアドバイス、しつかり肝に銘じたいと思います。ありがとうございます。

○猪口邦子君 終わります。